

6 高志工第 1 号

高志館高等学校バスケットゴール装置取替工事 仕様書

1. 工事名

6 高志工第 1 号 高志館高等学校バスケットゴール装置取替工事

2. 工事場所

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺 1698 佐賀県立高志館高等学校

3. 工事概要

(1) 既設バスケットゴール装置撤去処分 1 基

- ・既設バスケットゴール装置のうち 1 基は撤去済み

(2) 新規バスケットゴール装置取付工 1 対

①構造について

- ・授業及び課外活動時のバスケットボール競技（公式大会）に使用。
- ・使用しないときは収納できるようにすること。（例）折畳収納
- ・現在のバスケットボールコート（ライン）に合うように設置すること。
- ・折畳式の場合、コンクリート等の壁面に基枠を設けアンカーボルト等の強固な方法で壁面に固着すること。
- ・地震時には部品等が抜けることがないように落下防止対策をすること。
- ・建物又は工作物のコンクリート等を研る場合、アスベスト飛散防止対策を講じるとともに、法令等に基づく手続きを行うこと。
- ・鉄類は前処理（脱脂、脱錆、防錆皮膜処理）をした後、アクリル樹脂静電塗装仕上げとする。
- ・バックボード及びリングは日本バスケットボール協会規定とする。

②装置について

- ・日本バスケットボール協会装置検定品であること。
- ・製造メーカー事業所並びにメンテナンス拠点が九州にあること。
- ・製品安全協会安全基準認証品製造工場の製品であること。

【参考品】

- ・折畳式バスケットゴール装置
 - ・メーカー セノー（株）
 - ・製品番号 DC1120
- 床ハンドル操作壁面固定式、P板（プラスチック板）1800×1050

4. 工事期間

契約締結日より令和6年8月9日（金）までとする。

5. 工事遂行上の諸注意

- ①本仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。
- ②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。
- ③監督員が必要と認めた時は、工事中止をすることがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。
- ④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。

6. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、亡失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならず、本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

7. 損害に対する責任

受託者は、本工事中または工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

8. 成果品および提出部数

①工事写真・・・1部

②保証書（メーカー保証）・・・1部

※保証期間については、1年以上とする。

※新規バスケットゴール装置の耐荷重がわかる資料も添付すること。

③産業廃棄物を処分したことがわかる資料・・・1部

9. 完了検査

①受託者は完成検査を受けるに際し、完了通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。

②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

10. 工事写真等の提出先

〒840-0201 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺 1698

佐賀県立高志館高等学校 事務室 野下